

市議会令和4年第3回定例会

議案及び議案資料

議案第1号

(第1集)

柏市

目 次

議案第 1 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
議案第 1 号資料	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	3 3

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(柏市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 柏市職員の定年等に関する条例(昭和59年柏市条例第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柏市職員定年等条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項,第22条の5第1項,第28条の2,第28条の5,第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条本文中「60年」を「65年」に改め,同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に,「その職員に」を「同条の規定にかかわらず,当該職員に」に,「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に,「引き続いて」を「,引き続き」に改め,同項各号列記以外の部分に次

のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生じる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生じること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生じること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「生ずるとき」を「生じること」に改め、同条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条を削る。

第6条中「講ずる」を「講じる」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号）第22条の2の規定による管理職手当の支給の対象となる職
- (2) 柏市企業職員給与条例（昭和42年柏市条例第10号）第4条の規定による管理職手当の支給の対象となる職
- (3) 柏市一般職職員給与条例第5条第1項第2号に掲げる行政職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものの職のうち規則で定める職
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の

段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあ

ると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延

長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規

則で定める情報に基づく選考により，短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては，前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

- 第14条 この条例の実施に関し必要な事項は，規則で定める。
附則に次の見出し及び2項並びに1項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については，次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ，同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において，地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年柏市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の柏市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員については，前項の規定は，適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は，当分の間，職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員，非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の柏市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で，当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員

(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(柏市職員再任用条例の廃止)

第2条 柏市職員再任用条例(平成13年柏市条例第36号)は、廃止する。

(柏市一般職職員給与条例の一部改正)

第3条 柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給、昇格及び昇給等)」を付し、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条並びに第2項から第8項まで及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額(法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、基準給料月額に、柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第21条第3項、第22条第2項及び第24条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の3の見出し中「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用職員及び柏市

一般職任期付職員採用条例（平成25年柏市条例第51号）第4条の規定により採用された職員」を「短時間勤務職員」に改める。
附則に次の見出し及び8項を加える。

（60歳を超える職員に対する経過措置）

17 当分の間，職員の給料月額は，当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後，当該職員に適用される給料表の給料月額のうち，第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項，第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に，50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は，次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年柏市条例第 号）第1条の規定による改正前の柏市職員の定年等に関する条例（昭和59年柏市条例第25号）第3条ただし書に規定する医療業務に従事する医師

(3) 柏市職員定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 柏市職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

19 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって，当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち，特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当

該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第5項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第21条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1職員の区分の項を次のように改める。

職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料 月額								

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 再 任 用 時 間 勤 務 員		基準 給料 月額								
		1 5 0 , 8 0 0	1 8 7 , 7 0 0	2 1 5 , 2 0 0	2 4 7 , 6 0 0	2 6 3 , 7 0 0	2 8 6 , 7 0 0	3 0 2 , 6 0 0	3 2 3 , 5 0 0	3 5 6 , 8 0 0

別表第2職員の区分の項を次のように改める。

職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 再 任 用 時 間 勤 務 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		1 9 4 , 0 0 0	2 0 5 , 2 0 0	2 1 2 , 5 0 0	2 2 8 , 7 0 0	2 5 3 , 9 0 0

別表第3職員の区分の項を次のように改める。

職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定

「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	2 2 7 , 5 0 0	基準給料月額	2 7 1 , 1 0 0	基準給料月額	2 9 8 , 1 0 0	基準給料月額	3 2 4 , 4 0 0	基準給料月額	4 0 5 , 2 0 0
---------------	--------	------------------------	--------	------------------------	--------	------------------------	--------	------------------------	--------	------------------------

別表第3の2職員の区分の項を次のように改める。

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

別表第3の2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	2 9 6 , 2 0 0	基準給料月額	3 3 8 , 6 0 0	基準給料月額	3 9 3 , 0 0 0	基準給料月額	4 6 6 , 0 0 0
---------------	--------	------------------------	--------	------------------------	--------	------------------------	--------	------------------------

(柏市職員退職手当条例の一部改正)

第4条 柏市職員退職手当条例（昭和30年柏市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3の表以外の部分中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項各号列記以外の部分中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準じるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項中「柏市職員の定年等に関する条例」を「柏市職員定年等条例」に、「第28条の3」を「第28条の7」に改める。

附則第3項前段中「第3条、第4条又は第5条」を「第3条から第5条まで又は附則第16項若しくは附則第17項」に、「及

び前項の規定により」を「及び前項並びに附則第16項から第24項までの規定により」に改める。

附則第4項中「又は第5条の2」の次に「及び附則第19項」を加える。

附則第5項中「に第5条」の次に「又は附則第17項」を加える。

附則第8項前段中「まで」の次に「及び附則第16項から第24項まで」を加える。

附則第9項中「第5条の2」の次に「及び附則第19項」を加える。

附則第10項中「第5条」の次に「又は附則第17項」を加える。

附則第15項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の9項を加える。

16 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。

17 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」とする。

18 前2項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年柏市条例第号）第1条の規定による改正前の柏市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する医療業務に従事する医師が退職

した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

19 給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

20 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第18項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第18項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

21 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第18項に規定する職員以外の者	60歳
附則第18項に規定する職員	65歳

22 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号

及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ前項の表の右欄に掲げる字句とする。

23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分

の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(柏市職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部改正)

第5条 柏市職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例(昭和30年柏市条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柏市職員降給条例

第1条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第1条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

第2条各号列記以外の部分中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、「一に」を「いずれかに」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)附則第17項の規定による降給とする」とする。
- 3 第3条の規定は、柏市一般職職員給与条例附則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知(通知によらないこと

を適当と認める場合には，別に定める方法）を行うものとする。

（柏市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 柏市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年柏市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柏市職員懲戒手續及び効果条例

第3条中「以下の」の次に「期間，その発令の日に受ける」を加え，同条に後段として次のように加える。

この場合において，その減じる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは，当該額を減じるものとする。

（柏市企業職員給与条例の一部改正）

第7条 柏市企業職員給与条例（昭和42年柏市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め，同条中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は同法第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）」に改める。

附則を附則第1項とし，附則に次の1項を加える。

（60歳を超える職員に対する経過措置）

2 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項の規定により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後，当該職員に適用される給料については，柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号）附則第17項から第24項までの規定の例により管理者が別に定める。

（柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第8条 柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関

する条例（昭和52年柏市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

10 給与条例附則第17項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

11 給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

（柏市職員勤務時間条例の一部改正）

第9条 柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（柏市職員旅費支給条例の一部改正）

第10条 柏市職員旅費支給条例（昭和61年柏市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2及び別表第2備考2中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（柏市職員外国派遣条例の一部改正）

第11条 柏市職員外国派遣条例（昭和63年柏市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「柏市職員の定年等に関する条例」を「柏市職員定年等条例」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 柏市職員定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（柏市職員育児休業条例の一部改正）

第 1 2 条 柏市職員育児休業条例（平成 4 年柏市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「柏市職員の定年等に関する条例」を「柏市職員定年等条例」に改め、「第 4 条第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 柏市職員定年等条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 8 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 9 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部改正）

第 1 3 条 柏市職員公益的法人等派遣等条例（平成 1 3 年柏市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「柏市職員の定年等に関する条例」を「柏市職員定年等条例」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 柏市職員定年等条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（柏市人事行政運営等状況公表条例の一部改正）

第 1 4 条 柏市人事行政運営等状況公表条例（平成 1 7 年柏市条例第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

（柏市一般職任期付職員採用条例の一部改正）

第 1 5 条 柏市一般職任期付職員採用条例（平成 2 5 年柏市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

(柏市会計年度任用職員給与等条例の一部改正)

第 1 6 条 柏市会計年度任用職員給与等条例 (令和元年柏市条例第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条各号列記以外の部分中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 4 条 (柏市職員退職手当条例第 1 0 条第 4 項の改正規定及び附則第 1 5 項の改正規定に限る。) 並びに次条第 2 6 項及び附則第 4 条第 2 項の規定 公布の日

(2) 第 4 条 (柏市職員退職手当条例第 1 0 条第 1 1 項の改正規定に限る。) の規定 令和 4 年 1 0 月 1 日

2 第 4 条の規定による改正後の柏市職員退職手当条例 (以下「新退職手当条例」という。) 第 1 0 条第 4 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

(柏市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に第 1 条の規定による改正前の柏市職員の定年等に関する条例 (以下「旧定年等条例」という。) 第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限 (同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。) が施行日以後に到来する職員 (以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。) について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の柏市職員定年等条例 (以下「新定年等条例」という。) 第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年等条

例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日，令和7年4月1日，令和9年4月1日，令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間，基準日における新条例定年（新定年等条例第3条（新定年等条例附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には，施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新定年等条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に，基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項の規定，地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち，基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には，施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては，規則で定める職員）を，昇任し，降任し，又は転任することができない。
- 3 新定年等条例第4条第3項から第5項までの規定は，第1項の規定による勤務について準用する。
- 4 任命権者は，次に掲げる者のうち，年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて，当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては，当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。第9項において同じ。）に達している者を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年等条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、第9項若しくは第10項、第12項若しくは第13項又は第15項若しくは第16項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

5 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年等条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年等条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年等条例第13条第1項の規定により採用

- された者のうち，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に，暫定再任用をされたことがある者
- 6 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は，1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし，当該任期の末日は，前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 7 第4項又は第5項の規定により採用された職員の前項の規定による任期の更新は，当該職員の前項更新直前の任期における勤務実績が，当該職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 8 任命権者は，前項に規定する職員の任期を更新する場合には，あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 9 任命権者は，第4項の規定によるほか，組合（規則で定める組合をいう。次項，第15項及び第16項において同じ。）における第4項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 10 令和14年3月31日までの間，任命権者は，第5項の規定によるほか，組合における同項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職に

採用することができる。

- 1 1 前2項の場合においては、第6項から第8項までの規定を準用する。
- 1 2 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。第15項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 3 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。第16項及び第25項において同じ。）に達している者（新定年等条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 4 前2項の場合においては、第6項から第8項までの規定を準用する。

- 15 任命権者は、第12項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 16 令和14年3月31日までの間、任命権者は、第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年等条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 17 前2項の場合においては、第6項から第8項までの規定を準用する。
- 18 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- 20 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 1 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

2 2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（第 4 項から第 17 項までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この項から第 24 項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

2 4 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 22 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

2 5 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年等条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務

の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年等条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年等条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年等条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

26 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(柏市一般職職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の柏市一般職職員給与条例(以下「新給与条例」という。)附則第17項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 前条第4項若しくは第5項又は同条第9項若しくは第10項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常勤職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用常勤職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用常勤職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 前条第12項若しくは第13項又は同条第15項若しくは第16項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用常勤職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項、第22条第2項、第24条第2項及び第24条の3の規定を適用する。

（柏市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用常勤職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する新退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

2 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準じるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

（柏市企業職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の柏市企業職員給与条例（次項において「新企業職員給与条例」という。）第18条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

2 新企業職員給与条例第18条の2の規定は、暫定再任用常勤職員について準用する。

(柏市職員旅費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第 6 条 暫定再任用常勤職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 10 条の規定による改正後の柏市職員旅費支給条例別表第 1 及び別表第 2 の規定を適用する。

(柏市職員外国派遣条例の一部改正に伴う経過措置)

第 7 条 暫定再任用常勤職員に対する第 11 条の規定による改正後の柏市職員外国派遣条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、令和 14 年 3 月 31 日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(柏市職員育児休業条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 12 条の規定による改正後の柏市職員育児休業条例第 8 条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(委任)

第 9 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第1号資料

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例について

柏市職員の定年等に関する条例（昭和59年柏市条例第25号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>柏市職員の定年等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略 (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。 (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>柏市職員定年等条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条―第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 定年制度</u></p> <p>第2条 略 (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢65年とする。 (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当</p>

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第5条 削除

(定年に関する施策の調査等)

第6条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

(定年に関する施策の調査等)

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講じるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(1) 柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第22条の2の規定による管理職手当の支給の対象となる職

(2) 柏市企業職員給与条例(昭和42年柏市条例第10号)第4条の規定による管理職手当の支給の対象となる職

(3) 柏市一般職職員給与条例第5条第1項第2号に掲げる行政職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものの職のうち規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき

管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該

管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占め

る職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年柏市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の柏市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員については、前項の規定は、適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の柏市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなか

附 則

った者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格及び昇給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2から10まで 略</p> <p>11 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第6条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第5条並びに前条第2項から第8項まで、第10項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用職員に対する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項に定める割合を乗じて得た額とす</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2から10まで 略</p> <p>11 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条並びに第2項から第8項まで及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額(法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあつては、基準給料月額)に、柏市職員勤務時間条例(昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項に定める割合を乗じ</p>

る。

4から6まで 略

(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額

3から5まで 略

(義務教育等教員特別手当)

第24条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は11,700円を超えない範囲で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。

3及び4 略

(再任用職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の3 第10条、第11条、第11条の3及び第11条の4の規定は、再任用職員及び柏市一般職任期付職員採用条例(平成25年柏市条例第51号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

て得た額とする。

4から6まで 略

(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額

3から5まで 略

(義務教育等教員特別手当)

第24条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は11,700円を超えない範囲で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。

3及び4 略

(短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の3 第10条、第11条、第11条の3及び第11条の4の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(60歳を超える職員に対する経過措置)

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以

上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年柏市条例第 号)第1条の規定による改正前の柏市職員の定年等に関する条例(昭和59年柏市条例第25号)第3条ただし書に規定する医療業務に従事する医師

(3) 柏市職員定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 柏市職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

19 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第21項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給

される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第5項(第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第21条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正前

別表第1(第5条第1項第1号)

行政職給料表(一)

職員の区分	(単位 円)								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職務の級									
号給									
再任用職員以外の職員	1から125まで 略								
再任用職員	150,800	187,700	215,200	247,600	263,700	286,700	302,600	323,500	356,800

備考 略

別表第2(第5条第1項第2号)

改正後

別表第1(第5条第1項第1号)

行政職給料表(一)

職員の区分	(単位 円)								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職務の級									
号給									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1から125まで 略								
定年前再任用短時間勤務職員	150,800	187,700	215,200	247,600	263,700	286,700	302,600	323,500	356,800

備考 略

別表第2(第5条第1項第2号)

行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級		(単位 円)				
	号給	略	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員 以外の職員	1から137まで	略					
再任用職員			194,000	205,200	212,500	228,700	253,900

備考 略

別表第3(第5条第1項第3号)

教育職給料表

職員の区分	職務の級		(単位 円)				
	号給	略	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員 以外の職員	1から161まで	略					
再任用職員			227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 略

別表第3の2(第5条第1項第4号)

医療職給料表

職員の区分	職務の級		(単位 円)			
	号給	略	1級	2級	3級	4級
再任用職員 以外の職員	1から97まで	略				
再任用職員			296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略

行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級		(単位 円)				
	号給	略	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1から137まで	略					
定年前再任 用短時間勤 務職員			194,000	205,200	212,500	228,700	253,900

備考 略

別表第3(第5条第1項第3号)

教育職給料表

職員の区分	職務の級		(単位 円)				
	号給	略	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1から161まで	略					
定年前再任 用短時間勤 務職員			227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 略

別表第3の2(第5条第1項第4号)

医療職給料表

職員の区分	職務の級		(単位 円)			
	号給	略	1級	2級	3級	4級
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1から97まで	略				
定年前再任 用短時間勤 務職員			296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略

柏市職員退職手当条例（昭和30年柏市条例第26号）新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準じる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定によ</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準じる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定によ</p>

り延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準じる他の法令の規定により退職した者

(2)から(7)まで 略

2及び3 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」と総称する。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条第1項に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めるものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各

り延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準じる他の法令の規定により退職した者

(2)から(7)まで 略

2及び3 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」と総称する。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条第1項に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めるものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が

号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)から(8)まで 略

2から5まで 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 略

2から18まで 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2及び3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項及び前項中「各号に定める期間」とあるのは「各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、第1項中「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」とする。

5から10まで 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退

属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)から(8)まで 略

2から5まで 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 略

2から18まで 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2及び3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項及び前項中「各号に定める期間」とあるのは「各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、第1項中「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準じるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5から10まで 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退

職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)から(4)まで 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12から17まで 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2から4まで 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した

職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)から(4)まで 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12から17まで 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2から4まで 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した

場合

(3) 略

6から10まで 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2から6まで 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び

場合

(3) 略

6から10まで 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2から6まで 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条

第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による

において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による

通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の

通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の

算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6から8まで 略

附 則

- 2 柏市職員の定年等に関する条例(昭和59年柏市条例第25号)の施行の日に在職する61歳に満たない者のうち、定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、地方公務員法第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。)であって、第5条第1項の規定の適用を受けないものの退職手当の基本額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、第5条及び第5条の2の規定により計算して得た額とする。
- 3 昭和62年1月1日に在職する職員のうち、昭和62年4月1日以後に第3条、第4条又は第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者(前項の規定により第5条及び第5条の2の規定が適用されることとなった者を含む。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び前項の規定にかかわらず、当分の間、第3条から第5条の3まで及び前項の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。
- 4 昭和62年1月1日に在職する職員のうち、昭和62年4月1日以後に第3条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え42年以下である者に対する退職手当の基本額は、第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、第3条第1項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 昭和62年1月1日に在職する職員のうち、昭和62年4月1日以後に第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者

算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6から8まで 略

附 則

- 2 柏市職員定年等条例(昭和59年柏市条例第25号)の施行の日に在職する61歳に満たない者のうち、定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、地方公務員法第28条の7の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。)であって、第5条第1項の規定の適用を受けないものの退職手当の基本額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、第5条及び第5条の2の規定により計算して得た額とする。
- 3 昭和62年1月1日に在職する職員のうち、昭和62年4月1日以後に第3条から第5条まで又は附則第16項若しくは附則第17項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者(前項の規定により第5条及び第5条の2の規定が適用されることとなった者を含む。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び前項の規定にかかわらず、当分の間、第3条から第5条の3まで及び前項並びに附則第16項から第24項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。
- 4 昭和62年1月1日に在職する職員のうち、昭和62年4月1日以後に第3条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え42年以下である者に対する退職手当の基本額は、第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、第3条第1項又は第5条の2及び附則第19項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 昭和62年1月1日に在職する職員のうち、昭和62年4月1日以後に第5条又は附則第17項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が

に対する退職手当の基本額は、第5条から第5条の3までの規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

9 当分の間、35年を超え42年以下の期間勤続して退職した者(附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

15 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定

35年を超える者に対する退職手当の基本額は、第5条から第5条の3までの規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第16項から第24項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

9 当分の間、35年を超え42年以下の期間勤続して退職した者(附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第19項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条又は附則第17項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

15 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定

する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

16 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第16項」とする。

17 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第17項」とする。

18 前2項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年柏市条例第 号)第1条の規定による改正前の柏市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する医療業務に従事する医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

19 給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

20 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第18項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。)に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第18項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

21 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定

められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(市長が定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第18項に規定する職員以外の者	60歳
附則第18項に規定する職員	65歳

22 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ前項の表の右欄に掲げる字句とする。

23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6

条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

柏市職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例（昭和30年柏市条例第21号）新旧対照表（第5条関係）

改正前	改正後
<p data-bbox="284 745 715 813"><u>柏市職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例</u></p> <p data-bbox="228 1249 384 1283">(降給の事由)</p> <p data-bbox="204 1294 786 1395">第2条 職員が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、その意に反してこれを降給することができる。</p> <p data-bbox="228 1507 403 1541">(1)及び(2) 略</p> <p data-bbox="284 1585 368 1619">附 則</p> <p data-bbox="228 1630 675 1664">この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p data-bbox="890 745 1106 779"><u>柏市職員降給条例</u></p> <p data-bbox="834 824 994 857">(降給の種類)</p> <p data-bbox="810 869 1393 1238"><u>第1条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。</u></p> <p data-bbox="834 1249 994 1283">(降給の事由)</p> <p data-bbox="810 1294 1393 1496">第2条 職員が降任により現に属する職務の級より<u>同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを降給することができる。</u></p> <p data-bbox="834 1507 1010 1541">(1)及び(2) 略</p> <p data-bbox="890 1585 975 1619">附 則</p> <p data-bbox="810 1630 1393 2009"> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 <u>柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)附則第17項の規定による降給とする」とする。</u> 3 第3条の規定は、柏市一般職職員給与条例附則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用 </p>

を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知(通知によらないことを適当と認める場合には、別に定める方法)を行うものとする。

柏市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年柏市条例第22号）新旧対照表（第6条関係）

改正前	改正後
<p><u>柏市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</u> (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(柏市会計年度任用職員給与等条例(令和元年柏市条例第12号)第8条各号に掲げる報酬の額を除く。))の10分の1以下を減じるものとする。</p>	<p><u>柏市職員懲戒手續及び効果条例</u> (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の<u>期間</u>、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(柏市会計年度任用職員給与等条例(令和元年柏市条例第12号)第8条各号に掲げる報酬の額を除く。))の10分の1以下を減じるものとする。<u>この場合において、その減じる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。</u></p>

柏市企業職員給与条例（昭和42年柏市条例第10号）新旧対照表（第7条関係）

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(再任用職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第18条の2 第6条、第6条の3及び第15条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は柏市一般職任期付職員採用条例(平成25年柏市条例第51号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>附 則 (施行期日) この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第18条の2 第6条、第6条の3及び第15条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項又は同法第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。)</u>又は柏市一般職任期付職員採用条例(平成25年柏市条例第51号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。 <u>(60歳を超える職員に対する経過措置)</u> 2 職員(定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項及び第2項の規定により採用された者を除く。)が60歳に達した日</p>

	後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、 <u>柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)附則第17項から第24項までの規定の例により管理者が別に定める。</u>
--	---

柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和52年柏市条例第49号）
新旧対照表（第8条関係）

改正前	改正後
<p>附 則 (教職調整額の算出の基礎となる給料月額の特例) 2から9まで 略</p>	<p>附 則 (教職調整額の算出の基礎となる給料月額の特例) 2から9まで 略 <u>10 給与条例附則第17項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。</u> <u>11 給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。</u></p>

柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）新旧対照表（第9条関係）

改正前	改正後
<p>(勤務時間) 第2条 略 2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>(勤務時間) 第2条 略 2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。</p>

柏市職員旅費支給条例（昭和61年柏市条例第5号）新旧対照表（第10条関係）

改正前	改正後
<p>別表第1(第14条、第15条、第16条、第18条) 表 略 備考 1 略 2 この表の定めにかかわらず、教育職給料表2級の職務の級にある者のうち、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者にあつては、2級1号給から10号給までの職員に支給される旅費と同一の種類及び額の旅費を支給する。</p> <p>別表第2(第17条第1項第1号) 表 略 備考 1 略 2 この表の定めにかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された教育職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が2級の職員にあつては2級1号給から3号給までの職員と、職務の級が1級の職員にあつては1級1号給から</p>	<p>別表第1(第14条、第15条、第16条、第18条) 表 略 備考 1 略 2 この表の定めにかかわらず、教育職給料表2級の職務の級にある者のうち、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された者にあつては、2級1号給から10号給までの職員に支給される旅費と同一の種類及び額の旅費を支給する。</p> <p>別表第2(第17条第1項第1号) 表 略 備考 1 略 2 この表の定めにかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された教育職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が2級の職員にあつては2級1号給から3号給までの職員と、職務の級が1級の職員にあつては1級1号給から18号給までの職員と</p>

ら18号給までの職員とみなす。

みなす。

柏市職員外国派遣条例（昭和63年柏市条例第14号）新旧対照表（第11条関係）

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用された職員を除く。</u>)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) <u>柏市職員の定年等に関する条例(昭和59年柏市条例第25号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) <u>柏市職員定年等条例(昭和59年柏市条例第25号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) <u>柏市職員定年等条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p>

柏市職員育児休業条例（平成4年柏市条例第4号）新旧対照表（第12条関係）

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>柏市職員の定年等に関する条例(昭和59年柏市条例第25号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(<u>地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。</u>)とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第9条 部分休業の承認は、柏市職員勤務時間条</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>柏市職員定年等条例(昭和59年柏市条例第25号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>柏市職員定年等条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(<u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。</u>)とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第9条 部分休業の承認は、柏市職員勤務時間条</p>

<p>例(昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第4条の2第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>例(昭和53年柏市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第4条の2第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>
---	--

柏市職員公益的法人等派遣等条例（平成13年柏市条例第37号）新旧対照表（第13条関係）

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>柏市職員の定年等に関する条例(昭和59年柏市条例第25号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>柏市職員定年等条例(昭和59年柏市条例第25号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) <u>柏市職員定年等条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>

柏市人事行政運営等状況公表条例（平成17年柏市条例第102号）新旧対照表（第14条関係）

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで 略</p>

柏市一般職任期付職員採用条例（平成25年柏市条例第51号）新旧対照表（第15条関係）

改正前	改正後
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2及び3 略</p>

柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第12号）新旧対照表（第16条関係）

改正前	改正後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬)</p> <p>第8条 パートタイム会計年度任用職員の次に掲げる報酬の額は、給与条例の適用を受ける短時間勤務の職(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職をいう。)を占める職員の例により算定する。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬)</p> <p>第8条 パートタイム会計年度任用職員の次に掲げる報酬の額は、給与条例の適用を受ける短時間勤務の職(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。)を占める職員の例により算定する。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p>